

【医療区分2：医療処置】

前回分科会以降11/7までに事務局に寄せられた意見	対応方針	修正した項目
<p>「<u>経管栄養</u>」を追加すべきとの意見があった。</p>	<p>経管栄養は、発熱又は嘔吐を伴う場合においてケア時間が医療区分2相当となった。そのため、「発熱又は嘔吐を伴う場合の経管栄養（経鼻・胃瘻等）」として追加した。</p>	<p>「発熱又は嘔吐を伴う場合の経管栄養（経鼻・胃瘻等）」  (追加)</p>
<p>「<u>喀痰吸引1日1～7回</u>」も医療区分2に追加すべきとの意見があった。</p>	<p>「喀痰吸引1日1～7回」のケア時間について検証を行ったが医療区分1相当であったため、項目として追加しないこととした。</p>	<p>「喀痰吸引1日8回以上」  (変更なし)</p>
<p>「<u>血糖チェック</u>」の頻度を明確にすべきとの指摘があった。</p>	<p>鳥羽参考人の意見を踏まえ、1日3回以上の血糖チェックを7日間のうち2日以上実施した場合と規定した。</p>	<p>「血糖チェック」 (1日3回以上の血糖チェックを7日間のうち2日以上実施した場合)  (規定追加)</p>
<p>「<u>皮膚の治療を目的とした栄養・水分補給</u>」は、脱水との関係が不明確であるとの指摘があった。</p>	<p>鳥羽参考人の意見を踏まえ医療区分2の項目から削除した。</p>	<p>「<del>皮膚の治療を目的とした栄養・水分補給</del>」  (削除)</p>
<p>「<u>重度の栄養障害・摂食機能障害</u>」の項目を追加すべきとの意見があった。</p>	<p>平成16年度調査における「摂食・嚥下訓練を7日間毎日実施」のケア時間をみると医療区分1相当であった。さらに、「体重減少」がみられるとの限定を加えても、医療区分1相当であったため、項目に追加しないこととした。</p>	<p>「<del>重度の栄養障害・摂食機能障害</del>」  (追加せず)</p>